

河内町告示第30号

平成26年第3回河内町議会定例会を次のとおり招集する。

平成26年8月14日

河内町長 雑賀正光

1. 期 日 平成26年9月4日

2. 場 所 河内町議会議場

平成26年第3回（9月）河内町議会定例会会期日程表

日次	月 日	曜日	会議時刻	種 別	内 容
1	9月4日	木	午前10時	本 会 議	開会 議案等上程 提案理由の説明 報告第1号～報告第3号 質疑 議案第1号～議案第9号 議案説明 認定第1号及び認定第2号 概要説明 請願第1号 常任委員会付託 散会 本会議終了後 決算審査特別委員会
2	9月5日	金	午前9時	委 員 会	決算審査特別委員会
3	9月6日	土		休 会	議案調査
4	9月7日	日		休 会	議案調査
5	9月8日	月	午前9時30分	委 員 会	常任委員会
6	9月9日	火		休 会	議案調査
7	9月10日	水		休 会	議案調査
8	9月11日	木		休 会	議案調査
9	9月12日	金	午前10時	本 会 議	開議 議員派遣の件 一般質問 議案第1号～議案第9号 質疑・討論・採決 決算審査特別委員長報告 認定第1号及び認定第2号 採決 付託案件に対する常任委員長報告 請願第1号 質疑・討論・採決 閉会

平成26年第3回
河内町議会定例会会議録 第1号

平成26年9月4日 午前10時23分開会

1. 出席議員 11名

1番	雑賀茂君	3番	服部隆君
4番	篠田英一君	5番	野澤良治君
6番	青野正君	7番	星野初英君
8番	牧山龍雄君	9番	福智正之君
10番	廣瀬裕君	11番	大野佳美君
12番	宮本秀樹君		

1. 欠席議員

なし

1. 出席説明員

町長	雑賀正光君
総務課長	羽田健二君
企画財務課長	藤井俊一君
都市整備課長	石山和雄君
秘書広聴課長	石山正光君
水道課長	椿法男君
経済課長	諏訪洋一君
教育課長	大野繁君
教育委員会事務局長	萩原治夫君
町民課長	関口富士子君
福祉課長	小川輝文君
福祉課参事	大槻正己君
出納室長	林博行君
子育て支援課長	秋山豊君

1. 出席事務局職員

議会事務局長 岩橋弘

1. 会議録署名議員

- 1 1 番 大 野 佳 美 君
1 2 番 宮 本 秀 樹 君

1. 議事日程

議 事 日 程 第 1 号

平成26年9月4日（木曜日）

午前10時23分開会

議事日程

- 日程1. 会議録署名議員の指名について
- 日程2. 会期の件について
- 日程3. 諸報告
- 日程4. 報告第1号 平成25年度河内町健全化判断比率の報告について
報告第2号 平成25年度河内町下水道事業特別会計にかかる資金不足比率の報告について
報告第3号 平成25年度河内町水道事業会計にかかる資金不足比率の報告について
- 日程5. 議案第1号 河内町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
議案第2号 河内町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
議案第3号 河内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
議案第4号 河内町防災会議条例及び河内町災害対策本部設置条例の一部を改正する条例
議案第5号 稲敷地方広域市町村圏事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び稲敷地方広域市町村圏事務組合規約の変更について
議案第6号 平成26年度河内町一般会計補正予算（第2号）
議案第7号 平成26年度河内町介護保険特別会計補正予算（第1号）
議案第8号 平成26年度河内町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
議案第9号 平成26年度河内町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程6. 認定第1号
- (1) 平成25年度河内町一般会計歳入歳出決算の認定
- (2) 平成25年度河内町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定

- (3) 平成25年度河内町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定
- (4) 平成25年度河内町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定
- (5) 平成25年度河内町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定
- (6) 平成25年度河内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定
認定第2号

平成25年度河内町水道事業会計決算の認定

日程7. 請願第1号 教育予算の拡充を求める請願について

1. 本日の会議に付した事件

日程1. 会議録署名議員の指名について

日程2. 会期の件について

日程3. 諸報告

日程4. 報告第1号

報告第2号

報告第3号

日程5. 議案第1号

議案第2号

議案第3号

議案第4号

議案第5号

議案第6号

議案第7号

議案第8号

議案第9号

日程6. 認定第1号

(1) 平成25年度河内町一般会計歳入歳出決算の認定

(2) 平成25年度河内町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定

(3) 平成25年度河内町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定

(4) 平成25年度河内町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定

(5) 平成25年度河内町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定

(6) 平成25年度河内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定

認定第2号

平成25年度河内町水道事業会計決算の認定

日程7. 請願第1号

午前10時23分開会

○議長（篠田英一君） おはようございます。

ただいまより、平成26年第3回河内町議会定例会を開会します。

本日の出席議員は11名です。よって、定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

ここで、藤崎和則氏の傍聴を許可いたします。

○議長（篠田英一君） 日程1、会議録署名議員の指名でございますが、議長指名でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） それでは、

11番 大野佳美君

12番 宮本秀樹君

兩名を指名いたします。よろしく申し上げます。

○議長（篠田英一君） 日程2、会期の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会は、本日9月4日から9月12日までの9日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 異議なしと認めます。よって、今期定例会は本日9月4日から9月12日までの9日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議日程は、既にお配りしてあります会期日程表のとおりであり、また、本日の会議内容は、お手元に配付の議事日程のとおりでありますので、ご了承くださるようお願いいたします。

○議長（篠田英一君） 日程3、諸報告でございます。

雑賀町長より報告をお願いいたします。

雑賀町長。

〔町長雑賀正光君登壇〕

○町長（雑賀正光君） おはようございます。平成26年第3回河内町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位にはご多忙の折、ご出席をいただきまして、ご苦労さまでございます。

8月20日未明に広島市北部を襲った土砂災害で、死者、行方不明者は70人を超え、残念ながら土砂災害としては過去最大級の被害となってしまいました。また、24日には北海道

の礼文島でも大雨による土砂崩れがあり、2人の方が亡くなっております。災害に遭われた方々、亡くなられた方々には、心よりお見舞い、ご冥福を申し上げます。

サッカーのワールドカップブラジル大会は、残念ながら日本は予選で破れてしまいました。同じくブラジルで8月12日から24日まで、知的障害者のサッカー世界選手権、もう一つのワールドカップが開催されました。その日本代表として、前回大会に引き続いて当町の桜井嵩比都さんが出場いたしました。桜井さんは、仕事が休みの週末のときに、茨城県選抜チームでプレーをし、技を磨いてきました。日本代表は予選を2位で通過し、決勝トーナメントに進出しました。残念ながら決勝トーナメントでは破れてしまいましたが、晴れの夢舞台で力の限りを尽くした桜井さんに拍手を送りたいと思います。

また、8月に行われた少林寺拳法の全国高校総体で、当町出身で成田国際高校3年生の山内友里加さんが、組演武と団体演武の2種目で優勝を果たしました。山内さんは、高校入学と同時に少林寺拳法を始めたそうで、目標は大学でも日本一になることだそうです。今後の活躍に期待をしたいと思います。

少子高齢化、地方の過疎化の問題は、あらゆるところに影響を及ぼしているようです。総務省の住宅・土地統計調査によりますと、全国の空き家率が13.5%で過去最高となり、空き家の増加に歯どめがかからない状態が浮き彫りになりました。各自治体では、景観や防災などの面からも、所有者に空き家の適正な管理を促す条例の制定などの取り組みを行っていますが、根本的な解決にはならず、試行錯誤が続いています。

また、親から子、子から孫へと受け継ぐ墓のあり方が見直しを迫られているという新聞報道がありました。原因としては、同じく少子高齢化に加え、未婚化率の増加を上げています。今後墓を継ぐ子がないひとり身の死亡者がふえると、自治体は無縁墓対策に迫られるおそれがあります。事実、既に不特定多数の人を埋葬する公営墓地を整備する自治体がふえているそうです。

空き家対策にしても、無縁墓の問題にしても、住民の視点に立って対処し、取り組んでいくのが行政です。

今、当町が取り組むべき一番の課題は、学校統合についてではないでしょうか。子供たちの教育的効果を最優先に考えたとき、学校統合はぜひ進めなければなりません。若い世代に充実した教育環境の整備をしてバトンを渡すことが、私たち世代の役割ではないでしょうか。

町では7月1日から3日まで、三つの小学校の通学区単位で学校統合基本計画案についての説明会を開催しました。続いて、8月1日に環境改善センターを会場に、8月18日から21日までは旧村単位の4会場、さらに24日には環境改善センターで、そして8月30、31の両日は、中学3年生までのお子さんを持つ保護者を対象に、同じく環境改善センターを会場にして学校統合基本計画案についての説明会、意見交換会を開催いたしました。

また、この間に全世帯に対しましてアンケート調査も実施しております。合計11日間に

わたる説明会、意見交換会に参加いただきました延べ514名の方々、並びにアンケートに答えてくださった方々からは、いろいろなご意見をいただきました。町の財政を心配する方もおりました。しかし、多くの方は、今後の児童生徒数を考えたとき、統合は必要であるという認識で異論はないと判断し、今議会に統合校の基本設計委託料を盛り込んだ補正予算を提案してございます。

また、教育環境を整えることは、子供たちばかりのためではありません。教育への投資、教育を充実させることは、教育の質が上がり、子供たち一人一人が持っている能力、可能性を最大限に伸ばすこと、一人一人の豊かな人生を実現させることにつながり、結果として将来的にそのことが少子化の克服、格差の改善、経済成長、雇用の確保、社会の安定性に結実していき、ひいては所得の上昇、文化的な生活の実現、幸福度の上昇といった、安全で安心して暮らせる社会が実現していくのです。

どうか皆さん、郷土の明日を担う子供たちのため、明るい我が国の将来のため、ご理解のほどをよろしくお願い申し上げまして、諸報告といたします。

○議長（篠田英一君） ご苦労さまでした。

○議長（篠田英一君） 日程4から日程6の審議に入るに当たり、執行部より提出案件の説明を求めます。

雑賀町長。

〔町長雑賀正光君登壇〕

○町長（雑賀正光君） 平成26年第3回河内町議会定例会提出案件の概要につきましてご説明申し上げます。

報告第1号 平成25年度河内町健全化判断比率の報告について、ご説明申し上げます。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成25年度決算に基づく健全化判断比率について、監査委員の意見をつけて報告するものであります。

報告第2号 平成25年度河内町下水道事業特別会計及び報告第3号 平成25年度河内町下水道事業会計にかかる資金不足比率の報告について、ご説明申し上げます。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成25年度決算に基づく資金不足比率について、監査委員の意見をつけて報告するものであります。

議案第1号 河内町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、議案第2号 河内町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について及び議案第3号 河内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、以上3議案についてご説明申し上げます。

本件は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な供給の推進に関する法律の一部を改正する法律に伴う関係法律の整備等に関する法律及び子ども・子育て支援法の施行に伴い、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準が各市町村の条例で規定することとなったため、今回、それぞれの条例を制定するものがあります。

議案第4号 河内町防災会議条例及び河内町災害対策本部設置条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本件は、災害対策基本法の一部を改正する法律が公布、施行されたことに伴い、河内町防災会議条例及び河内町災害対策本部設置条例の一部を改正するものであります。

議案第5号 稲敷地方広域市町村圏事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び稲敷地方広域市町村圏事務組合規約の変更について、ご説明申し上げます。

本件は、平成27年4月1日から、阿見町が稲敷地方広域市町村圏事務組合に加入することに伴い、組合規約を変更することについて、議会の議決を求めるものであります。

議案第6号 平成26年度河内町一般会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

本件は、歳入歳出予算の総額に8,499万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ38億8,205万6,000円とするものであります。

第1表の歳入予算の主なものにつきましては、地方交付税1,098万3,000円、繰越金7,295万6,000円を増額し、県支出金601万6,000円を減額するものであります。

歳出予算の主なものにつきましては、総務費994万4,000円、衛生費1,047万3,000円、土木費3,183万1,000円、教育費3,454万7,000円を増額するものであります。

第2表の地方債補正につきましては、臨時財政対策債の限度額を388万8,000円増額するものであります。

議案第7号 平成26年度河内町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

本件は、歳入歳出予算の総額に539万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億2,443万4,000円とするものであります。

歳入につきましては、国庫支出金24万5,000円、支払基金交付金34万2,000円、県支出金14万7,000円、繰入金297万7,000円、繰越金168万1,000円を増額するものであります。

歳出につきましては、総務費1万8,000円、保険給付費100万円、地域支援事業費299万2,000円、諸支出金138万2,000円を増額するものであります。

議案第8号 平成26年度河内町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

本件は、歳入歳出予算の総額に466万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ

3億2,062万9,000円とするものであります。

歳入につきましては、繰越金79万3,000円及び諸収入387万2,000円を増額するものであります。

歳出につきましては、下水道管理費452万1,000円及び下水道建設費14万4,000円を増額するものであります。

議案第9号 平成26年度河内町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

本件は、歳入歳出予算の総額から158万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ13億5,837万1,000円とするものであります。

歳入につきましては、療養給付費交付金682万9,000円、前期高齢者交付金1,296万7,000円、繰越金2,458万4,000円を増額し、国庫支出金4,596万円を減額するものであります。

歳出につきましては、諸支出金2,056万3,000円を増額し、後期高齢者支援金1,266万8,000円、介護納付金947万5,000円を減額するものであります。

認定第1号について、ご説明申し上げます。

本件は、平成25年度河内町一般会計歳入歳出決算、平成25年度河内町下水道事業特別会計歳入歳出決算、平成25年度河内町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、平成25年度河内町介護保険特別会計歳入歳出決算、平成25年度河内町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算及び平成25年度河内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定を求めるものであります。

認定第2号 平成25年度河内町水道事業会計決算の認定について、ご説明申し上げます。

本件は、平成25年度河内町水道事業会計決算について、地方公営企業法第30条第4項の規定により、議会の認定を求めるものであります。

以上、報告3件、議案9件及び認定2件についてご審議方よろしくお願い申し上げます。

○議長（篠田英一君） ご苦労さまでした。

提出案件の説明は終わりました。

○議長（篠田英一君） 日程4、報告第1号 平成25年度河内町健全化判断比率の報告について、報告第2号 平成25年度河内町下水道事業特別会計にかかる資金不足比率の報告について、報告第3号 平成25年度河内町水道事業会計にかかる資金不足比率の報告について、以上3件の報告を求めます。

まず、報告第1号について、担当課長に説明を求めます。

藤井企画財務課長。

○企画財務課長（藤井俊一君） 報告第1号 平成25年度河内町健全化判断比率の報告について、ご説明申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき報告するもので

ございます。

25年度実質赤字比率、連結実質赤字比率がない場合は「－」の表示をし、早期健全化基準を括弧内に記載しております。

実質赤字比率「－」(15%)、連結実質赤字比率「－」(20%)、実質公債費比率10.3%(25%)、将来負担比率51.6%(35%)。

次のページに監査委員の意見書を添付してございます。

以上でございます。

○議長（篠田英一君） ご苦労さまでした。

次に、報告第2号について、担当課長に説明を求めます。

石山都市整備課長。

○都市整備課長（石山和雄君） 報告第2号 平成25年度河内町下水道事業特別会計にかかる資金不足比率の報告について、ご説明申し上げます。

この報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、報告するものでございます。

25年度の下水道事業特別会計においては、資金不足比率が出ないため「－」で表示をしました。括弧書きの20.0の数字は、経営健全化基準の数字でございまして、これを超えた場合は経営健全化計画を国へ提出することになります。

また、次ページに監査委員の意見書を添付してございます。

以上でございます。

○議長（篠田英一君） ご苦労さまでした。

次に、報告第3号について、担当課長に説明を求めます。

椿水道課長。

○水道課長（椿 法男君） それでは、報告第3号 平成25年度河内町水道事業会計にかかる資金不足比率の報告について、ご説明申し上げます。

本件は、地方公共団体の財産の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、監査委員の意見書を付して報告するものです。

河内町水道事業会計における平成25年度決算に基づく資金不足比率は、比率が出ないため「－」を記載しました。括弧内の20%は、経営健全化基準となっております。

以上でございます。

○議長（篠田英一君） ご苦労さまでした。

報告第1号、報告第2号及び報告第3号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 質疑を打ち切ります。

以上で報告第1号、報告第2号及び報告第3号の報告が終わりました。

○議長（篠田英一君） 日程5、議案第1号から議案第9号を一括して議題といたします。

議案第1号 河内町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、担当課長に説明を求めます。

秋山子育て支援課長。

○子育て支援課長（秋山 豊君） それでは、議案第1号 河内町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についての概要についてご説明申し上げます。

本条例の制定につきましては、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な供給の推進に関する法律の一部を改正する法律に伴う関係法律の整備等に関する法律による児童福祉法第34条の16の規定が改正されたことに伴い、本条例を制定するもので、第1条で趣旨を定め、第2条で条例における用語の定義を定め、第3条、第4条では最低基準の目的や最低基準と家庭的保育事業者等について決めました。

第5条から第21条では、家庭的保育事業等の共通の基準を定めたものです。

第22条から第48条は、それぞれの事業の固有の基準を定めたもので、厚生労働省令で定める基準をもとに定めたものであります。

附則第1条では、この条例は子ども・子育て支援法及び関係法律の整備等に関する法律の施行の日から施行することとし、附則第2条から第5条は、それぞれ経過措置を定めたものであります。

以上です。

○議長（篠田英一君） ご苦労さまでした。

次に、議案第2号 河内町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、担当課長に説明を求めます。

秋山子育て支援課長。

○子育て支援課長（秋山 豊君） それでは、議案第2号 河内町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についての概要をご説明申し上げます。

本条例の制定につきましては、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な供給の推進に関する法律の一部を改正する法律に伴う関係法律の整備等に関する法律による児童福祉法第34条の8の2が新たに追加改正されたことに伴い、本条例を制定するもので、第1条で趣旨を定め、第2条で条例における用語の定義を定め、第3条、第4条では最低基準の目的や最低基準と放課後児童健全育成事業者について決めました。

第5条から第21条までの規定は、改正後の児童福祉法第34条の8の2により条例に委任された基準を定めたもので、厚生労働省令で定める基準をもとに定めたものであります。

附則第1条では、この条例は子ども・子育て支援法及び関係法律の整備等に関する法律の施行の日から施行するものとし、附則第2条で設備の基準に関する経過措置、附則第3条では職員に関する経過措置をそれぞれ定めたものであります。

以上です。

○議長（篠田英一君）ご苦労さまでした。

次に、議案第3号 河内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、担当課長に説明を求めます。

秋山子育て支援課長。

○子育て支援課長（秋山 豊君） それでは、議案第3号 河内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についての概要についてご説明申し上げます。

本条例の制定につきましては、子ども・子育て支援法第34条第2項及び第46条第2項の施行に伴い本条例を制定するもので、第1条で趣旨を定め、第2条で条例における用語の定義を定め、第3条では特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の共通の一般的な原則を定め、第4条では特定教育・保育施設の利用定員に関する基準を定め、第5条から第34条では、特定教育・保育施設の運営に関する基準を定め、第35条、第36条では、特例施設型給付費に関する基準について定め、第37条で特定地域型保育事業の利用定員に関する基準、第38条から第50条では特定地域型保育事業の運営に関する基準を定め、第51条、第52条は特例地域型保育給付費に関する基準について定めたものです。これらの内容につきましては、内閣府令をもとに定めたものであります。

附則第1条では、この条例は子ども・子育て支援法の施行の日から施行することとし、附則第2条で特定保育所に関する特例を定め、附則第3条から附則第5条ではそれぞれの経過措置を定めたものであります。

以上です。

○議長（篠田英一君）ご苦労さまでした。

次に、議案第4号 河内町防災会議条例及び河内町災害対策本部設置条例の一部を改正する条例について、担当課長に説明を求めます。

羽田総務課長。

○総務課長（羽田健二君） 議案第4号 河内町防災会議条例及び河内町災害対策本部設置条例の一部を改正する条例の概要についてご説明申し上げます。

まず、防災会議条例の改正は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の一部改正に伴い、地域防災計画の策定及びその実施のほか、首長の防災に関する諮問的機関として、防災に関する重要事項を審議することが市町村の防災会議の所掌事務に追加されたことに伴う改正であります。

次に、災害対策本部設置条例の改正内容につきましては、題名を「河内町災害対策本部条例」に改め、また、災害対策基本法の一部改正に伴い、規定条文の改正をするものであります。

以上でございます。

○議長（篠田英一君） ご苦労さまでした。

次に、議案第5号 稲敷地方広域市町村圏事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び稲敷地方広域市町村圏事務組合同規約の変更について、担当課長に説明を求めます。

羽田総務課長。

○総務課長（羽田健二君） 議案第5号 稲敷地方広域市町村圏事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び稲敷地方広域市町村圏事務組合同規約の変更にかかる概要についてご説明申し上げます。

改正の内容につきましては、次のとおりとなります。

第2条の改正は、阿見町を加え関係市町村を表示するものです。

第3条の改正は、組合が共同処理する事務中、第5号の水防に関する事務については、組合が管轄とする区域の河川に阿見町が含まれないことから、牛久市、美浦村同様に阿見町を除くものです。

第5条の改正は、組合議員定数を22人とした中で、龍ヶ崎市、牛久市、稲敷市の議員定数をそれぞれ1減とし、阿見町からの選出を3人とするものです。

第7条の改正は、阿見町が加入することにより、副管理者を1増とするものです。

附則で経過措置を設けた理由については、平成27年4月は統一地方選挙により、龍ヶ崎市、牛久市、利根町の議会議員の選挙があることから、組合同規約が施行される平成27年4月1日以降であっても、龍ヶ崎市、牛久市の議員定数は、それぞれの市町村議員の任期満了日（27年4月末）までは、現在の定数である龍ヶ崎市6人、牛久市6人の議員定数である旨の条文を明記してあるものです。

なお、利根町については、規約改正後も2人の選出となるので、本条文には該当しておりません。

以上でございます。

○議長（篠田英一君） ご苦労さまでした。

次に、議案第6号 平成26年度河内町一般会計補正予算（第2号）について、担当課長に説明を求めます。

藤井企画財務課長。

○企画財務課長（藤井俊一君） 議案第6号 平成26年度河内町一般会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

議案第6号は、平成26年度河内町一般会計補正予算でありまして、6月補正後の予算額に8,499万2,000円を追加し、予算の総額を38億8,205万6,000円とするもので、歳入歳出予算について補正するものであります。

第1表の歳入歳出予算のうち、歳入の主なものにつきましては、地方交付税のうち普通交付税は本算定による決定額に基づいた1,098万3,000円の増額計上であり、県支出金の県補助金は、経営体育成支援事業に係る配分見込みがなくなったことによる600万円の減額で、

歳出でも同額を減額してございます。

繰越金については、本補正予算の財源調整のため7,295万6,000円を増額計上するものがあります。

歳出の主なものにつきましては、総務費の総務管理費は、田川共同利用施設屋上防水改修工事費524万9,000円を増額計上であり、衛生費の保健衛生費は、保健センターの空調機取付工事費498万7,000円の計上、人事異動に伴う人件費487万4,000円の計上であります。土木費の道路橋りょう費は、町道維持補修工事費として1,500万円、町道舗装新設改良工事費として1,500万円をそれぞれ増額計上するものであり、教育費の教育総務費は学校統合に係る基本設計委託料2,509万7,000円の計上、中学校費は金江津中学校の校舎耐震診断に係る調査業務委託料828万4,000円の計上であります。

第2表の地方債につきましては、先ほどご説明いたしました普通交付税の本算定に伴うもので、臨時財政対策債を388万8,000円増額するものであります。

以上でございます。

○議長（篠田英一君） ご苦労さまでした。

次に、議案第7号 平成26年度河内町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、担当課長に説明を求めます。

小川福祉課長。

○福祉課長（小川輝文君） 議案第7号 平成26年度河内町介護保険特別会計補正予算（第1号）のご説明をいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に539万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億2,443万4,000円とするものです。

歳入の主なものは支払基金交付金34万2,000円、繰入金297万7,000円、繰越金168万1,000円です。

歳出の主なものは、保険給付費の高額医療合算介護サービス費100万円、地域支援事業の中の一次予防事業の人件費等で297万3,000円、諸支出金の前年度交付金確定によります返還金、これは支払基金へお返しする分なんですけれども、138万2,000円などとなっております。

以上です。

○議長（篠田英一君） ご苦労さまでした。

次に、議案第8号 平成26年度河内町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、担当課長に説明を求めます。

石山都市整備課長。

○都市整備課長（石山和雄君） 議案第8号 平成26年度河内町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算総額に466万5,000円を追加し、歳入歳出予算総額を3億

2,062万9,000円にするものでございます。

歳入につきましては、繰越金及び諸収入により466万5,000円を追加しました。

歳出につきましては、主なものは工事費、流量計の交換387万3,000円、マンホールポンプ故障による交換59万2,000円、その他人件費等となっています。

以上でございます。

○議長（篠田英一君） ご苦労さまでした。

次に、議案第9号 平成26年度河内町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、担当課長の説明を求めます。

関口町民課長。

○町民課長（関口富士子君） 議案第9号 平成26年度河内町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

平成26年度河内町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の予算額に歳入歳出それぞれ158万円を減額し、歳入歳出予算総額をそれぞれ13億5,837万1,000円とするものであります。

歳入につきましては、本年度交付額の確定に伴います退職者医療療養給付費交付金682万9,000円、前期高齢者交付金1,296万7,000円、そして繰越金2,458万4,000円を増額し、国庫支出金4,596万円を減額するものであります。

歳出につきましては、諸支出金の償還金といたしまして前年度国民健康保険療養給付金等の負担費といたしまして、国、県の負担金補助金の返還金2,056万3,000円を増額し、本年度納付金の確定に伴います差額分といたしまして後期高齢者支援金1,266万8,000円、介護納付金947万5,000円を減額するものであります。

以上です。

○議長（篠田英一君） ご苦労さまでした。

議案の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第1号 河内町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、議案第2号 河内町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、議案第3号 河内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、議案第4号 河内町防災会議条例及び河内町災害対策本部設置条例の一部を改正する条例、議案第5号 稲敷地方広域市町村圏事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び稲敷地方広域市町村圏事務組合規約の変更について、議案第6号 平成26年度河内町一般会計補正予算（第2号）、議案第7号 平成26年度河内町介護保険特別会計補正予算（第1号）、議案第8号 平成26年度河内町下水道事業特別会計補正予算（第1号）、議案第9号 平成26年度河内町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の計9件については、本日は、議

案調査のため説明のみにとどめ、9月12日に質疑、討論、採決をいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

○議長（篠田英一君） 日程6、認定第1号並びに認定第2号を一括して議題といたします。

ここで、認定第1号について、概要説明を求めます。

藤井企画財務課長。

○企画財務課長（藤井俊一君） 平成25年度河内町一般・特別会計決算の概要について、ご説明申し上げます。

（1）平成25年度河内町一般会計歳入歳出決算の概要について、ご説明申し上げます。

歳入総額は、予算現額40億9,116万9,000円に対し、収入済額42億5,134万2,000円（前年度44億7,971万9,000円）、歳出総額は、予算現額40億9,116万9,000円に対し、支出済額39億1,383万7,000円（前年度41億6,549万6,000円）で、歳入歳出差引額は3億3,750万5,000円です。なお、翌年度へ繰り越すべき財源1,382万5,000円がありますので、実質収支額は3億2,368万円となっております。

前年度比では、歳入総額に対し5.1%の減、歳出総額に対し6.0%の減でございます。

歳入の款別の内訳といたしましては、ごらんとおりとなっております。

次のページをお願いいたします。

歳出の款別の内訳も、ごらんとおりとなっております。

以上が、一般会計の決算の概要であります。

（2）平成25年度河内町下水道事業特別会計歳入歳出決算の概要について、ご説明申し上げます。

歳入総額は、予算現額4億373万9,000円に対し、収入済額4億1,507万1,000円（前年度3億1,616万2,000円）、歳出総額は、予算現額4億373万9,000円に対し、支出済額3億8,535万5,000円（前年度2億9,397万9,000円）で、歳入歳出差引額は2,971万6,000円です。なお、翌年度へ繰り越すべき財源が97万2,000円、実質収支額は2,874万4,000円となっております。

前年度比では、歳入総額に対し31.3%の増、歳出総額に対し31.1%の増でございます。

歳入の主なものは、使用料及び手数料3,244万5,000円、国庫支出金1,550万円、繰入金2億2,558万2,000円、繰越金2,218万3,000円、町債1億1,770万円で、歳入総額の99.6%を占めております。

歳出については、下水道事業費8,608万5,000円、公債費2億9,927万円でございます。

以上が、下水道事業特別会計の決算の概要であります。

（3）平成25年度河内町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の概要について、ご説明申

上げます。

歳入総額は、予算現額14億2,641万1,000円に対し、収入済額14億6,751万9,000円（前年度14億3,060万5,000円）、歳出総額は、予算現額14億2,641万1,000円に対し、支出済額13億7,567万4,000円（前年度13億4,894万9,000円）で、歳入歳出差引額9,184万5,000円であります。

前年度比では、歳入総額に対し2.6%の増、歳出総額に対し2.0%の増でございます。

歳入の主なものは、国民健康保険税3億8,523万4,000円、国庫支出金3億7,703万4,000円、療養給付費交付金6,775万2,000円、前期高齢者交付金2億2,367万7,000円、共同事業交付金1億6,289万9,000円、繰入金8,348万4,000円で、歳入総額の88.6%を占めております。

歳出の主なものは、保険給付費9億35万6,000円、後期高齢者支援金1億8,033万8,000円、介護納付金9,300万円、共同事業拠出金1億3,244万9,000円で、歳出総額の94.9%を占めております。

以上が、国民健康保険特別会計の決算の概要であります。

（4）平成25年度河内町介護保険特別会計歳入歳出決算の概要について、ご説明申し上げます。

歳入総額は、予算現額9億4,025万6,000円に対し、収入済額9億5,144万9,000円（前年度9億3,119万1,000円）、歳出総額は、予算現額9億4,025万6,000円に対し、支出済額8億9,744万5,000円（前年度8億8,643万3,000円）で、歳入歳出差引額5,400万4,000円であります。

前年度比では、歳入総額に対し2.2%の増、歳出総額に対し1.2%の増でございます。

歳入の主なものは、保険料1億7,352万6,000円、国庫支出金2億1,493万4,000円、支払基金交付金2億4,405万9,000円、県支出金1億2,853万2,000円、繰入金1億4,556万7,000円で、歳入総額の95.3%を占めております。

歳出の主なものは、総務費2,719万7,000円、保険給付費8億3,036万8,000円、地域支援事業費3,104万6,000円で歳出総額の99%を占めております。

以上が、介護保険特別会計の決算の概要であります。

（5）平成25年度河内町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の概要について、ご説明申し上げます。

歳入総額は、予算現額673万1,000円に対し、収入済額629万8,000円（前年度639万4,000円）、歳出総額は、予算現額673万1,000円に対し、支出済額621万7,000円（前年度621万5,000円）で、歳入歳出差引額8万1,000円であります。

前年度比では、歳入総額に対し1.5%の減、歳出総額に対し増減なしでございます。

歳入の主なものは、使用料及び手数料145万2,000円、繰入金466万7,000円で、歳入総額の97.2%を占めております。

歳出の主なものは、総務費518万3,000円で、歳出総額の83.4%を占めております。

以上が、介護サービス事業特別会計の決算の概要であります。

(6)平成25年度河内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の概要について、ご説明申し上げます。

歳入総額は、予算現額8,895万7,000円に対し、収入済額8,799万6,000円（前年度8,518万4,000円）、歳出総額は、予算現額8,895万7,000円に対し、支出済額8,765万4,000円（前年度8,511万4,000円）で、歳入歳出差引額34万2,000円であります。

前年度比では、歳入総額に対し3.3%の増、歳出総額に対し3.0%の増であります。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料6,070万円、繰入金2,605万1,000円で、歳入総額の98.6%を占めております。

歳出については、総務費149万5,000円、後期高齢者医療広域連合納付金8,519万1,000円で、歳出総額の98.9%を占めております。

以上が、後期高齢者医療特別会計の決算の概要であります。

以上でございます。

○議長（篠田英一君） ご苦労さまでした。

次に、認定第2号について、概要説明を求めます。

椿水道課長。

○水道課長（椿 法男君） それでは、平成25年度河内町水道事業会計決算の概要について、ご説明申し上げます。

収益的収入及び支出の決算につきましては、営業収益及び営業外収益の合計収入額2億5,523万201円に対しまして、営業費用及び営業外費用の支出合計額2億2,818万935円であり、2,704万9,266円の剰余金が発生しました。

資本的収入及び支出の決算につきましては、162万4,000円の収入に対しまして、支出は3,701万2,941円でした。収入が支出に対して不足する額3,538万8,941円は、過年度損益勘定留保資金1,634万4,605円、当該年度損益勘定留保資金1,904万4,336円で補填しました。

貸借対照表につきましては、固定資産、流動資産を合わせました資産の合計が17億8,977万2,623円で、負債の部、資本の部を合わせました負債資本の合計も同額となっております。

剰余金計算書につきましては、資本剰余金の部は、国庫補助金、他会計補助金、工事負担金及び受贈財産評価額の合計が2億800万4,250円であり、利益剰余金の部は、減債積立金、利益積立金、建設改良積立金及び当該年度未処分利益剰余金の合計額が8,575万8,412円でした。

以上が、平成25年度河内町水道事業会計決算の概要です。

○議長（篠田英一君） ご苦労さまでした。

決算の概要説明は終わりました。

次に、監査委員福智正之君に監査の報告を求めます。

福智正之君、登壇願います。

〔監査委員福智正之君登壇〕

○監査委員（福智正之君） それでは、監査結果を報告いたします。

初めに、認定第1号に係る平成25年度河内町各会計決算監査の報告をいたします。

平成25年度河内町各会計決算について、平成26年7月16日、17日の2日間、地方自治法第233条第2項の規定により審査いたしましたところ、収支ともに正確であり、規定に違背した点なく、かつその計算は帳簿並びに証書類と照合し、全て正当なものと認めます。

平成26年9月4日

河内町監査委員 岩 橋 宏 征
同 福 智 正 之

続きまして、認定第2号に係る平成25年度河内町水道事業会計決算監査の報告をいたします。

平成25年度河内町水道事業会計決算について、平成26年7月17日、地方公営企業法第30条第2項の規定により審査いたしましたところ、収支ともに正確であり、規定に違背した点なく、かつその計算は帳簿並びに証書類と照合し、全て正当なものと認めます。

平成26年9月4日

河内町監査委員 岩 橋 宏 征
同 福 智 正 之

以上であります。

○議長（篠田英一君） ご苦労さまでした。

監査の報告は終わりました。

お諮りいたします。

認定第1号並びに認定第2号につきましては、議長及び議会選出監査委員を除く議員全員を委員とする決算審査特別委員会を設置し、これに付託したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 異議なしと認め、決算審査特別委員会を設置し、付託することに決定しました。

休憩中に、会議室にて決算審査特別委員会を開催しますので、お集まりください。

暫時休憩します。

午前11時21分休憩

午前11時22分開議

○議長（篠田英一君） 会議を再開いたします。

ただいま休憩中に決算審査特別委員会において正副委員長の互選が行われました。

互選結果の報告をいたします。

決算審査特別委員会の委員長には牧山龍雄君、副委員長には野澤良治君が就任することになりました。

以上、報告いたします。

決算審査特別委員会の日程は、お手元に配付の決算審査特別委員会日程表のとおりです。

十分なる審査の上、来る9月12日の本会議に審査結果を報告されるようお願いいたします。

○議長（篠田英一君） 日程7、請願第1号 教育予算の拡充を求める請願についてを議題といたします。

本件につきましては、会議規則第92条第1項の規定により提案理由の説明を省略し、お手元に配付いたしました請願文書表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 異議なしと認めます。よって、請願第1号は所管の教育厚生常任委員会に付託し、慎重なる審議をいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 異議なしと認めます。よって、教育厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

なお、付託案件審査結果につきましては、最終日9月12日、本会議において常任委員長による報告をお願いいたします。

○議長（篠田英一君） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

次回は9月12日午前10時より会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

午前11時23分散会